

# 〈 勧誘方針 〉

## ■ 保険商品の販売に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます

- ・ 保険業法等、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法その他各種法令、諸規則を遵守することはもちろん、保険制度が健全に運営されるよう努めて参ります。
- ・ 販売等にあたっては、お客様に商品内容をく正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘方針を行って参ります。特に70歳以上のご高齢者に対する保険販売に際しては十分な理解をいただくために必要な場合にはご家族へのご相談、商品説明、申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客様に十分ご理解いただいたうえでご加入いただくことを努めます。
- ・ 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険金額を定めるなど、適切保険販売を行うよう努めます

## ■ お客様の保険商品に関する知識、経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

- ・ ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・勧誘活動を行って参ります。
- ・ 特に市場リスクを伴う変額保険等の投資性商品については、お客様の 投資経験、投資目的、財産の状況を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- ・ お客様の関わる情報については、適正な取り扱いを行い、お客様の権利利益 の保護に配慮して参ります。

## ■ お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます

- ・ 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります
- ・ お客様と直接対面しない勧誘・販売等(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様のご理解いただけるよう努力して参ります

## ■ お客様にご信頼・ご満足いただけうよう努めます

- ・ 商品説明や勧誘方法の適正の確保に努め、その後の保険商品の販売・勧誘に反映して参ります。

## ■ 告知受領権

- ・ 当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の代理権はありません。一部保険会社(損保ジャパン株式会社)に限っては締結の代理権を有しています。尚、取扱保険商品によっては告知受領権を有する商品もあります。

株式会社 キヤン

〒661-0011 尼崎市東塚口町1-5-10  
TEL 06-4950-0300  
FAX 06-4950-0355

